

令和3年度検討結果を踏まえたマニュアル改定方針

1 マニュアル改定の目的

- 神戸市災害時物資供給マニュアル（第三版）（以下、「本体マニュアル」という）は、災害時物資輸送に関する神戸市庁内連携（官官連携）及び神戸市と民間事業者やボランティア等との役割分担（官民連携）を明確に示すことにより、大規模災害の発生時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給することを目的として策定されている。
- 令和3年度に実施された手順確認型図上訓練で寄せられた御意見を踏まえて、以下の方針にて、令和4年度以降のマニュアル改定を実施することにより、マニュアル策定意義を向上させることを目的とする。

➤ 本年度実施の「民間施設を活用した実動訓練」成果を踏まえて、マニュアル改定を実施。

2 マニュアル改定方針

(1) 『本マニュアルの基本原則』の冒頭掲載

- 本体マニュアルに記載されている内容に通底する基本原則について、精読をせずとも、ワンフレーズで理解ができるように、『本マニュアルの基本原則』として冒頭に掲載する。

【本マニュアルの基本原則（案）】

基本原則①：災害時に中心的に活用されるのは『陸の集積・配送拠点』

→トラック輸送の代替輸送として海・空のルートを活用

基本原則②：可能な限り早期に、陸の集積・配送拠点（民間施設）の開設・運営

→民間施設での開設が困難である場合に、市有施設での開設・運営

基本原則③：市はニーズ把握と物資調達、配分・配送先決定が中心的役割

民間は拠点での物資受入・在庫管理、車両手配・配送実施が中心的役割

(2) 集積・配送拠点（二次物資拠点）の確保の実施主体修正

- 本体マニュアル『Ⅲ. 1. (2) ⑤集積・配送拠点（二次物資拠点）の確保』では、「市対策本部」が「集積・配送拠点としての使用可否、確認、施設の決定、施設管理者への連絡を行う」ことになっているが、訓練シナリオ検討プロセスにおいて、「救援物資対策チーム」が実施することと整理されたため、修正する。

(3) 拠点運営事業者派遣時の必要最低限の資機材持参の加筆修正

- 本体マニュアル『Ⅲ. 1. (2) ⑨ 集積・配送拠点（二次物資拠点）における拠点運営事業者の確保一ウ』では、「拠点運営事業者は、市からの要請をうけ、集積・配送拠点を差配する人員を集積・配送拠点へ派遣する。」となっているが、人員派遣だけでなく、必要と考えられる最低限の資機材を持参いただけるよう要請する修正を行う。

➤ 正式な資機材要請は、『⑩集積・配送拠点（二次物資拠点）の設営』にて対応

(4) 拠点運営マニュアルで使用する用語の統一

- 「かご車」「ボックスパレット」用語表記ゆれを、「かご台車」に統一する。

3 マニュアル改定の方法

令和4年度中に実施を予定しているマニュアル改定の方法については、本体マニュアルの改定作業に加えて、新たに防災アクションカードの作成を実施する。

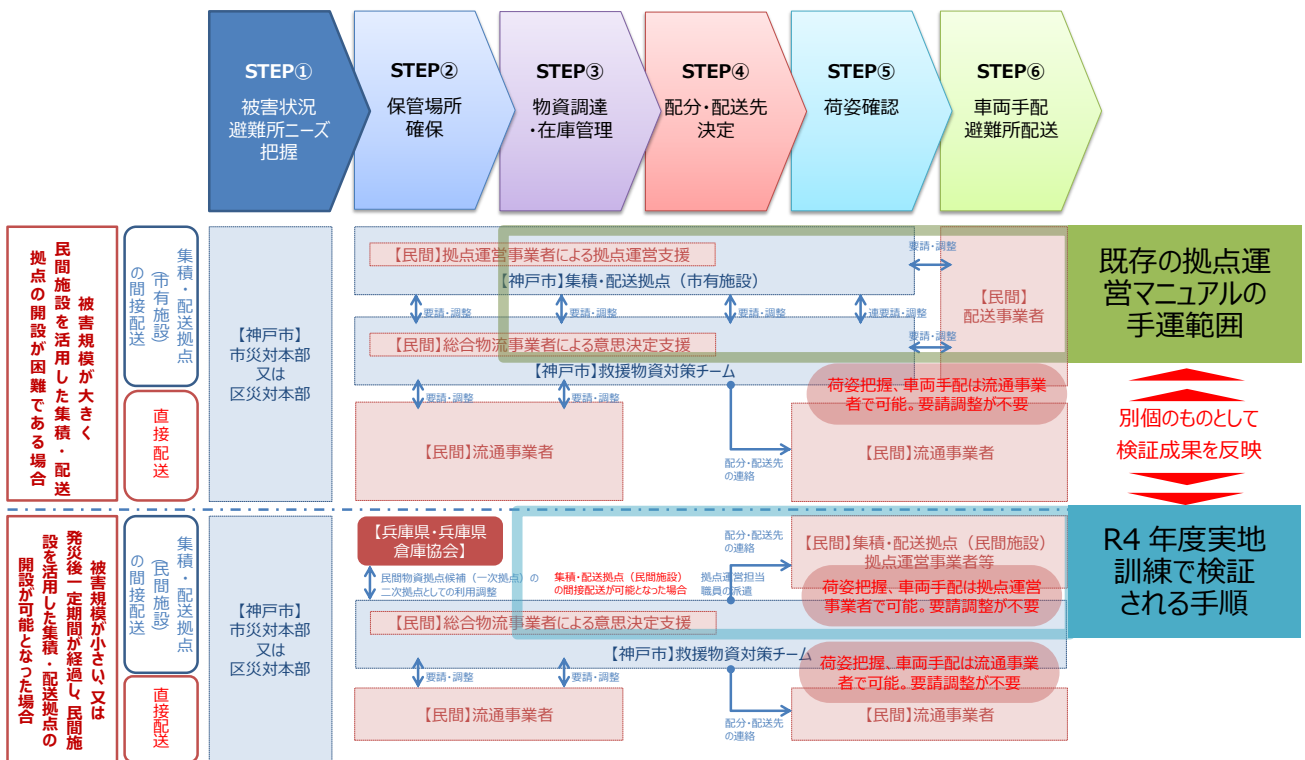
(1) 本体マニュアルの改定作業

「2 マニュアル改定方針（1）～（4）」に沿い、本体マニュアルの該当箇所の改定を行う。

(2) 防災アクションカードの作成

実地訓練において、拠点運営担当職員が集積・配送拠点（民間施設）に派遣された後に、拠点運営事業者と協力して対応する、手順確認・検証を行った成果を踏まえて、集積・配送拠点運営マニュアルに対して、部分的に民間施設に関する情報を追記改定することも考えられる。

しかし、集積・配送拠点運営マニュアルは、集積・配送拠点（市有施設）の開設・運営を、発災当初は神戸市主導で、協定締結事業者の支援を得ながら進めていくことを前提としたマニュアルとなっているため、令和4年度の民間施設を活用した実地訓練成果の改定反映にはそぐわない可能性がある。



そこで、拠点運営担当職員が集積・配送拠点（民間施設）に派遣される際に、持参し、到着後実施するアクションが「視覚的に」カード化されて、分かりやすくなるよう工夫した「防災アクションカード（資料4参照）」として、新たに作成する。